

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（概要）

（1）第1弾（令和2年3月25日予算成立）

- ▶ 「感染拡大の防止と医療提供体制の強化」及び「道内経済や道民生活への影響の緩和」を柱とし、「検査体制の整備等」や「医療提供体制の強化」に加え「中小・小規模事業者の事業継続・雇用維持」、「感染リスクを低減しつつ経済活動を行う取組の支援」などを措置

今回の補正予算額：277億円【対策規模：842億円】

（対策規模は、予算額に融資枠等を加え、融資枠に重複する予算額等を除いたもの）

1 感染拡大の防止と医療提供体制の強化

10億円

① 検査体制の整備等

0.8億円

- ▶ 道立衛生研究所や道立保健所においてPCR装置などを整備し、迅速に検査できる体制を構築
- ▶ 民間病院などでのPCR検査に際しての自己負担分を公費により負担

② 医療提供体制の強化

6.1億円

- ▶ 帰国者・接触者相談センターの整備（27か所）
- ▶ 新たな入院患者等の受入病院に対して必要な設備の整備を支援
- ▶ 道立衛生研究所や道立保健所における防護服等の購入
- ▶ 市町村が行う消毒作業への支援
- ▶ 受入可能な病床の確保
- ▶ 感染症患者の入院に際し、自己負担分の公費負担

③ 子どもや重症化リスクが懸念される方への感染拡大の防止

3.4億円

- ▶ 介護施設(5か所)、障がい者福祉施設(5か所)、児童福祉施設などにおける衛生用品の購入や個室化改修を支援
- ▶ 幼稚園における衛生用品の購入を支援
- ▶ 児童相談所などにおける個室化改修を実施

④ 安全・安心につながる情報の発信

1百万円

- ▶ 道庁公式HPやSNSによるスピード感のある情報発信などの実施
- ▶ 感染者数など、道の情報を広く民間などが活用できるようオープンデータとしてHPで発信
- ▶ 外国人への多言語での情報の提供

2 道内経済や道民生活への影響の緩和

267億円

① 国の政策とも連携し、中小・小規模事業者の事業継続・雇用維持を強力に支援

250.6億円

- ▶ 道独自の資金繰り支援として、中小企業総合振興資金に以下を措置
 - ・新たに短期資金の融資枠を創設し、信用保証料を軽減
 - ・経営環境変化対応貸付の融資条件を緩和し、低利融資を拡充

② 感染リスクを低減しつつ経済活動を行う取組を支援

2.3億円

- ▶ 通販サイトを活用した北海道物産キャンペーンを開催し、道産品の割引販売(30%)を実施
- ▶ 小規模事業者の感染拡大防止の取組や感染リスクを低減する事業活動などを支援（事業者負担を1/3→1/4に軽減）
- ▶ 中小・小規模事業者に対し、きめ細かな相談体制を構築するなど、事業活動の維持を後押し
- ▶ 感染症対策に関する企業・団体の取組事例を積極的に発信し、横展開を促進

③ 学校の臨時休業等に伴って生じる課題への対応

14.1億円

- ▶ 休業期間中の子どもの居場所確保のため、放課後子ども教室の運営支援などを実施（14か所(12市町村)）
- ▶ 収入減少があった世帯を対象に生活福祉資金の特例貸付を実施
- ▶ 学校給食の中止に伴い給食費を保護者に返還し、調理委託業者の衛生管理を支援

④ 行政手続等に係る臨時措置

- ▶ 個人道民税、個人事業税など道税の申告・納付期限の延長、申請などの期限の延長
- ▶ 公共事業や物品購入などにおける工期や履行期限の柔軟対応

(2) 第2弾 (令和2年4月28日予算成立)

- ▶ 国の緊急経済対策と密接な連携を図りながら、徹底した感染拡大防止対策を実施
- ▶ 甚大な影響を受けている社会経済活動の維持・継続に向けた取組を展開

今回の補正予算額 : 784億円 【対策規模 : 2,740億円】

(対策規模は、予算額に融資枠等を加え、融資枠と重複する予算額等を除いたもの)

1 感染拡大の防止と医療提供体制等の更なる強化 70億円

① 道民の行動変容の促進と水際対策を強化 1.7億円

- ▶ 「北海道ソーシャルディスタンス」運動の展開
- ▶ 新千歳空港での来道者への注意喚起

② 事態の先を見据えて相談・検査・医療提供体制を確保 48.3億円

- ▶ 軽症患者が療養する「宿泊療養」体制の整備
- ▶ 帰宅困難な医療従事者への支援
- ▶ ふるさと納税活用による地域医療提供体制の整備(「北海道ふるさと寄附基金」に「エールを北の医療へ！」特別枠を設定)

③ 福祉施設等における感染防止対策を徹底 20億円

- ▶ 介護ロボット等の導入支援
- ▶ 介護施設等の換気設備等の設置支援

3 学校・社会生活の維持と安全・安心の確保 35億円

① 学校等における感染リスクを低減 2.6億円

- ▶ 道立学校における衛生用品の整備
- ▶ 特別支援学校のスクールバスの増便

② 学校休業や収入減少に伴う子どもや保護者のセーフティネットを確保 31.7億円

- ▶ 保護者等の収入が激減した世帯に対する高等学校等の授業料以外の教育に必要な経費を支援

③ 学校や地域におけるICT・IoTの利活用促進 1億円

- ▶ 児童生徒用のパソコンやオンライン学習環境を整備し「GIGAスクール構想」の推進の加速
(中高一貫校1校、特別支援学校(小・中)42校)

2 経済活動の維持・継続 679億円

① 中小・小規模事業者の事業継続等を集中的に支援 578.6億円

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(融資枠3,000億円、5年間据置、3年間実質無利子化、保証料の全額補助等)
- ▶ 漁業振興資金への無利子枠の創設(融資枠20億円)
- ▶ 中小企業総合支援センターへの遠隔で経営相談ができる環境の整備
- ▶ 「北海道短期おしごと情報サイト」の開設

② 地域や事業者が取り組む感染防止対策を後押し 82.8億円

- ▶ 休業協力・感染リスク低減支援金の創設(法人30万円、個人事業者20万円、19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店10万円)
- ▶ 宿泊施設の感染防止対策へのアドバイス実施と衛生関連機器導入の支援
- ▶ 交通・宿泊・エンタメ産業等の感染拡大防止の取組の支援
- ▶ 飲食産業等対象の感染防止のe-ラーニングの実施

③ 一定の地域単位での消費循環を高める取組の促進 17.4億円

- ▶ 商店街等における感染防止対策や域内消費を促す取組の支援
- ▶ 牛肉の需要喚起に向け、学校給食への道産牛肉の提供(小・中・定時制高・特支 各3回)
- ▶ 水産物の需要喚起の取組の支援
- ▶ 木材加工事業者等が行う施設整備の支援
- ▶ 「おうちで応援! かつて北海道!」運動の展開
- ▶ 「SOS! 牛乳チャレンジ」キャンペーンの展開

④ ICT等を活用した感染防止対策と経済活動の両立支援 0.4億円

- ▶ 就職セミナー等をWeb配信し若年層の求職の支援
- ▶ 道内宿泊券が当たるキャンペーン実施
- ▶ 道内アーティストの作品のWeb配信による道民の文化芸術活動に触れる機会の確保

(3) 第3弾 (令和2年6月16日予算成立)

- ▶ 第3波以降に備えた感染拡大防止対策に万全を尽くし、社会経済活動のレベルを段階的に拡大
- ▶ 道民と事業者双方が「新しい生活様式」を実践する「北海道スタイル」の取組を各分野で展開

今回の補正予算額 : 300億円 【対策規模 : 391億円】

(対策規模は、予算額に融資枠等を加え、融資枠に重複する予算額等を除いたもの)

1 「北海道スタイル」の浸透・定着

1.6億円

- ▶ 「北海道スタイル」推進のためのPR活動(広告、動画配信、ポスター作成)
- ▶ 取組の可視化の促進(施設・店舗への巡回訪問、ステッカー配布)
- ▶ 全道推進組織の設置等



2 第3波以降に備えた医療提供体制等の充実強化

70億円

① 検査・医療提供体制の充実強化

68.6億円

- ▶ 検査体制・能力の拡充と検査手法の多様化
 - ・検体採取に特化したPCR検査センター増設
 - ・唾液を用いたPCR検査、LAMP法、抗原検査等の検査手法拡充
 - ・指定医療機関等の検査体制拡充
- ▶ 医療従事者等の派遣体制強化
- ▶ 保健所設置市の医療提供体制の整備支援

② 福祉施設等における事業継続の確保

- ▶ クラスターへの対応の強化
 - ・介護職員等の応援派遣
 - ・帰宅困難となる介護職員等の宿泊支援
 - ・施設内のゾーニング設備等の整備
- ▶ 保護者が感染し、一時保護が必要となった児童への支援
- ▶ 高齢者の在宅介護予防の推進

1.6億円

3 経済活動の継続と段階的拡大

58億円

① 事業継続と就業機会の確保

1.2億円

- ▶ 漁協への無利子貸付(道による利子補給)(融資枠90億円)
- ▶ 離職者の再就職を支援する相談体制の整備

② 地域や事業者自らが取り組む感染防止対策の促進

1.5億円

- ▶ 小規模事業者の事業再建のための設備投資支援(事業者負担を1/3→1/4に軽減)
- ▶ 外食事業者の衛生管理機器導入・店舗改修支援
- ▶ 休業要請等に協力いただいた企業に対し、感染症対策に取り組むための支援金を交付(A:5/19~31の休業要請に協力→10万円、B:持続化給付金の対象→5万円)

③ 域内の交流・消費循環を通じた地域・経済の活性化

55.5億円

- ▶ 地域の魅力を再発見するモバイルスタンプラリー
- ▶ 道内旅行商品割引(どうみん割)の実施(割引総額23億円)
- ▶ 道内百貨店等での地産地消の取組の実施
- ▶ 道産水産物の給食用食材提供
- ▶ 市場の需要変化に対応した農産物加工・食品製造施設の整備支援
- ▶ 公共施設展示等を通じた道産花きの消費拡大

4 社会生活・文化活動の継続と安心の確保

171億円

- ▶ 生活困窮世帯に対する「生活福祉資金」の積み増し(169億円)
- ▶ ふるさと納税を活用した文化芸術・エンターテインメント活動の再開支援
- ▶ 看護師養成施設における遠隔授業の通信環境整備支援
- ▶ 道庁の在宅勤務環境整備

(4) 第4弾 (令和2年7月3日予算成立)

- ▶ 国の第2次補正予算に対応し、本道の感染状況や社会経済状況を踏まえた対策を強力に推進

今回の補正予算額 : 3,677億円 (予算額累計(第1弾~第4弾): 5,088億円)
 【対策規模 : 8,771億円】 (対策規模累計: 1兆2,793億円)

(対策規模は、予算額に融資枠等を加え、融資枠に重複する予算額等を除いたもの)

1 「新北海道スタイル」の浸透・定着

- ▶ 個別事業の中で、新北海道スタイルの浸透・定着に向けた取組を推進

2 第3波以降に備えた医療提供体制等の充実強化 1,293億円

① 検査・医療提供体制の充実強化 1,004億円

- [検査体制の強化]
 ▶ 医療機関、民間検査機関への検査機器整備支援
 ▶ 抗原検査の自己負担額の公費負担

- [医療提供体制の充実]
 ▶ 保健所体制の強化(ICT活用、負担軽減に向けた委託等)
 ▶ 重点医療機関等の病床確保(病床単価増、休止病床の支援)
 ▶ 重点医療機関等の高度医療向け設備整備支援
 ▶ 全ての医療機関等を対象とした感染症対策に要する経費支援
 ▶ 軽症患者等が療養する「宿泊療養」の体制整備(全道5箇所(札幌を除く第三次医療圏等))
 ▶ 医療従事者等への慰労金支給(最大20万円)
 ▶ ふるさと寄附金「エールを北の医療へ!」を活用した医療従事者への感謝品贈呈と医療用資機材等の整備
 ▶ 帰宅が困難となる医療従事者等の宿泊料支援(単価増 1室10,000円/日→13,100円/日)
 ▶ 薬局の業務再開支援
 ▶ 代替薬剤師の派遣経費支援

② 福祉施設等における事業継続の確保 289億円

- ▶ 社会福祉施設等を対象とした感染症対策に要する経費支援
 ▶ 介護サービスの利用再開支援
 ▶ 障がい者就労施設の生産活動再起支援
 ▶ 児童福祉施設向けの研修会、相談窓口設置
 ▶ 保護者が感染し、一時保護が必要となる児童への支援(児童相談所への看護師等による支援)
 ▶ 介護・障がい福祉事業所等従事者への慰労金支給(最大20万円)

3 経済活動の継続と段階的拡大 2,341億円

① 事業継続と就業機会の確保 2,276億円

- ▶ 最大5年間据置・3年間実質無利子・保証料全額補助の制度融資について融資枠を拡充(融資枠3千億円→1兆円に拡大)
 ▶ 漁協による資源維持、増大の取組支援(補助率1/2上限200万円)
 ▶ サプライチェーンの国内回帰を見据えた企業誘致

② 地域や事業者が取り組む感染防止対策の促進 12億円

- ▶ 商店街における「新北海道スタイル」の実践と賑わいの創出支援(補助上限50万円)
 ▶ 「新北海道スタイル」に対応し感染リスクに配慮した「教育旅行」の取組支援

③ 域内の交流・消費循環の促進 52億円

- ▶ プレミアム付商品券などによる需要の喚起(市町村発行商品券のプレミアム最大10%上乘せ支援など)

4 社会生活・文化活動の継続と安心の確保 43億円

① 学校・公共施設の感染リスク低減 14億円

- ▶ 幼稚園の感染拡大防止対策に要する経費支援
 ▶ 道立施設におけるサーモグラフィ設置
 ▶ 特別支援学校のスクールバス増便
 ▶ 避難所における感染症対策物資の備蓄支援
 ▶ 各道立学校の学校活動再開支援(保健衛生用品や空き教室活用のための備品等の整備)

② 学びと暮らしのセーフティネット 28億円

- ▶ 学習指導員の道内全学校への配置(私立は支援)
 ▶ 小中学校等へのスクール・サポート・スタッフの追加配置
 ▶ 家計急変世帯への授業料等の支援
 ▶ 低所得のひとり親世帯への給付金支給(基礎額5万円/世帯)
 ▶ 児童相談所等における感染防止に対応した相談体制強化

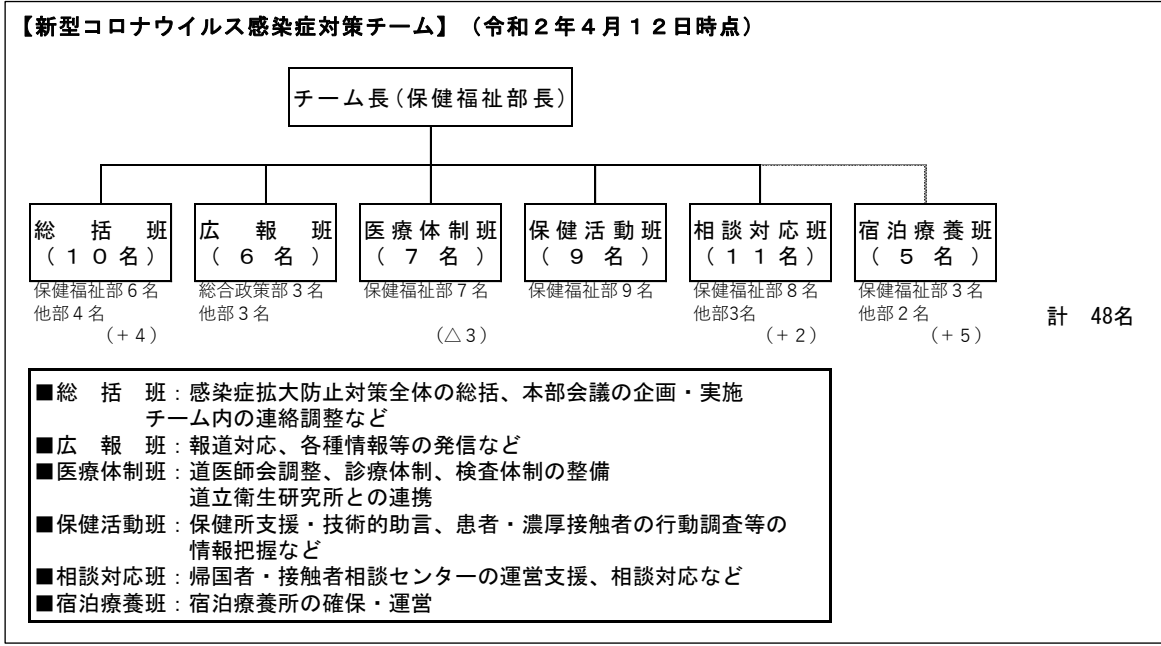
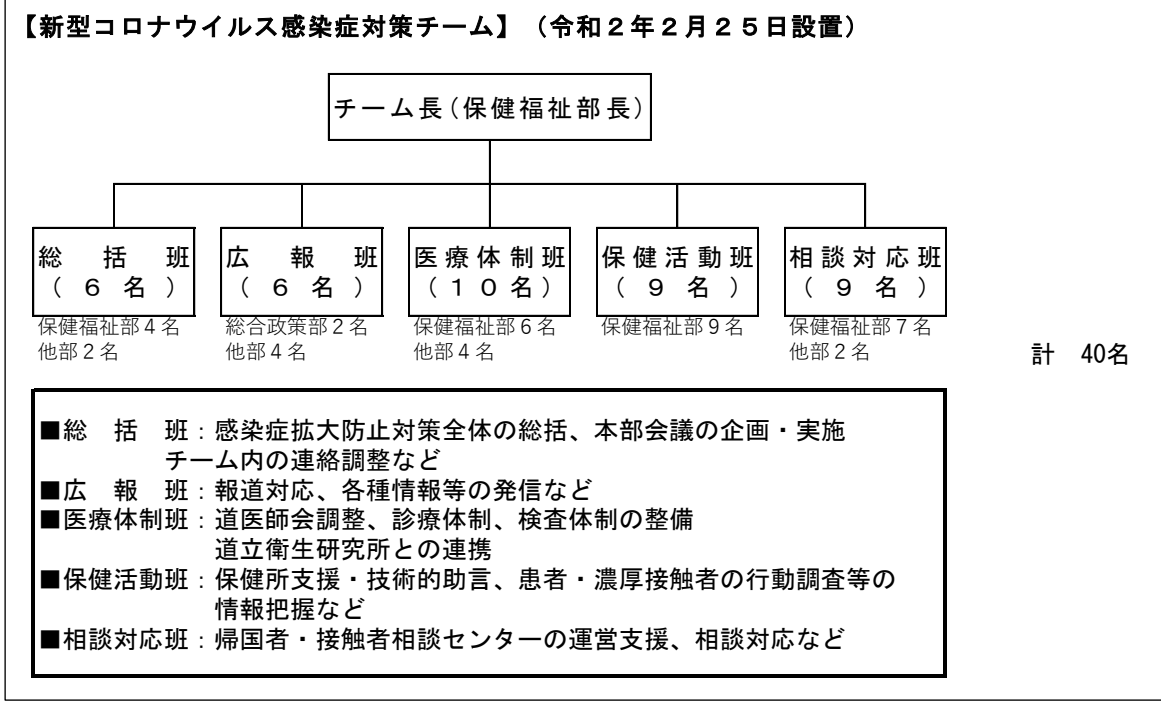
③ 学校のICT利活用 0.1億円

- ▶ オンライン学習のモデル実証

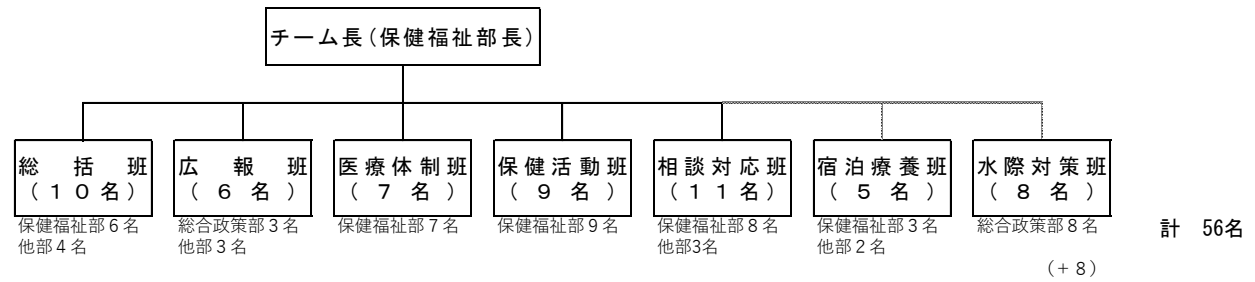
④ 文化・スポーツ活動への支援 0.4億円

- ▶ 中止となった部活動全国大会の代替開催支援等

新型コロナウイルス感染症対策に関する道の組織体制

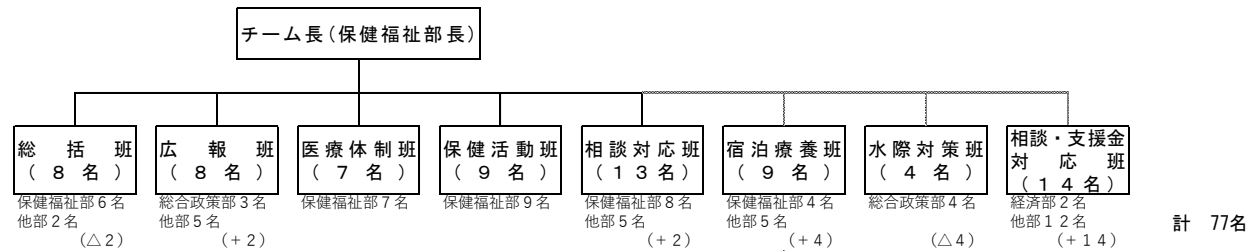


【新型コロナウイルス感染症対策チーム】（令和2年4月15日時点）



- 総括班：感染症拡大防止対策全体の総括、本部会議の企画・実施
チーム内の連絡調整など
- 広報班：報道対応、各種情報等の発信など
- 医療体制班：道医師会調整、診療体制、検査体制の整備
道立衛生研究所との連携
- 保健活動班：保健所支援・技術的助言、患者・濃厚接触者の行動調査等の
情報把握など
- 相談対応班：帰国者・接触者相談センターの運営支援、相談対応など
- 宿泊療養班：宿泊療養所の確保・運営
- 水際対策班：新千歳空港でのサーモグラフィーによる監視、注意喚起の実施

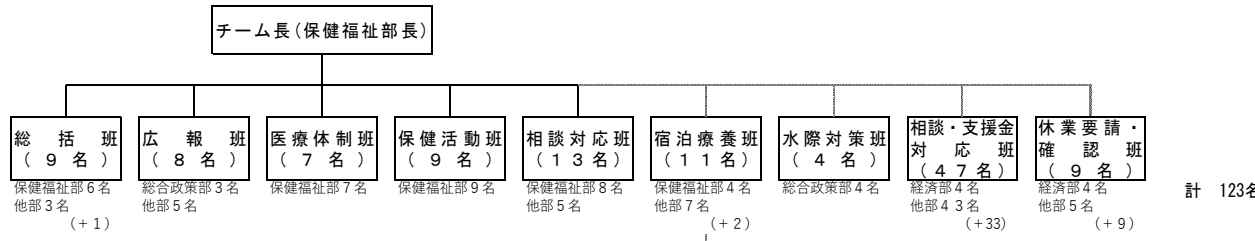
【新型コロナウイルス感染症対策チーム】（令和2年4月21日時点）



- 総括班：感染症拡大防止対策全体の総括、本部会議の企画・実施
チーム内の連絡調整など
- 広報班：報道対応、各種情報等の発信など
- 医療体制班：道医師会調整、診療体制、検査体制の整備
道立衛生研究所との連携
- 保健活動班：保健所支援・技術的助言、患者・濃厚接触者の行動調査等の
情報把握など
- 相談対応班：帰国者・接触者相談センターの運営支援、相談対応など
- 宿泊療養班：宿泊療養所の確保・運営
- 水際対策班：新千歳空港でのサーモグラフィーによる監視、注意喚起の実施
- 相談・支援金対応班：事業者からの相談対応など

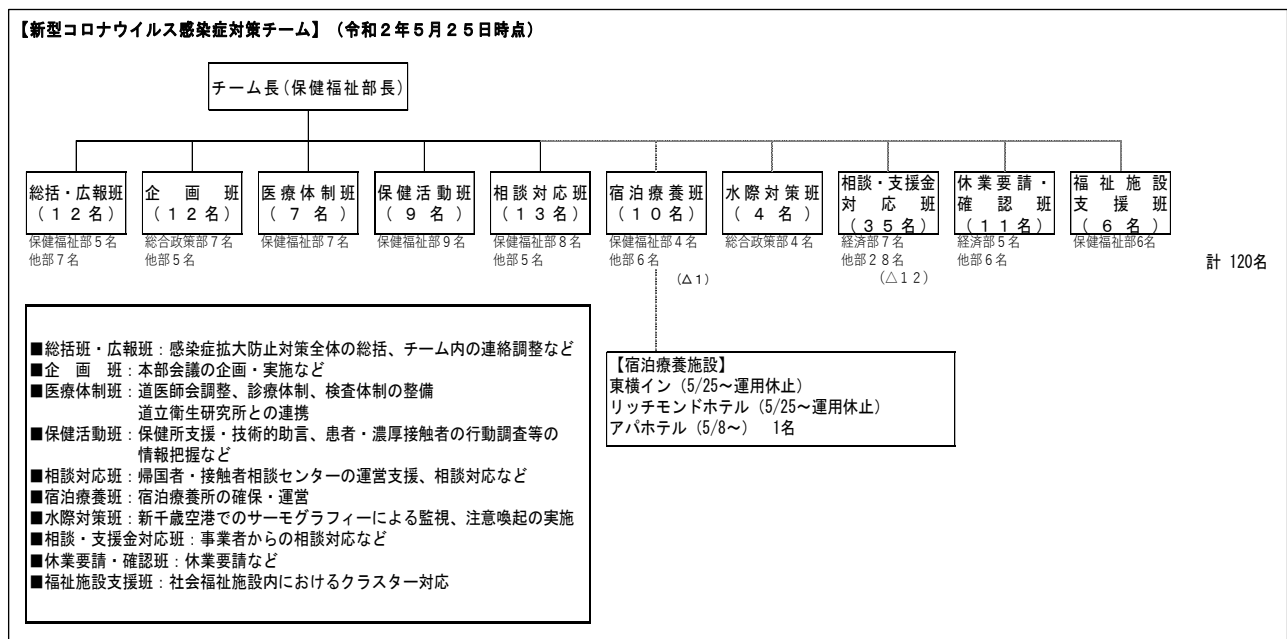
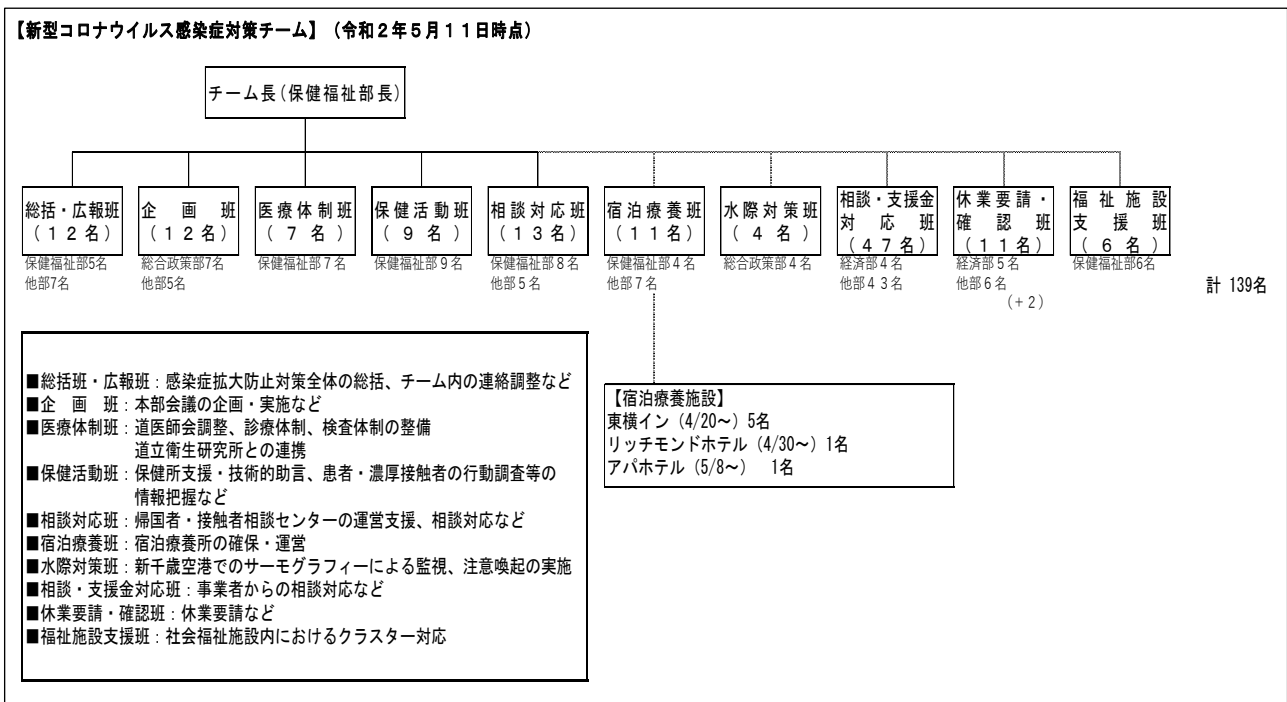
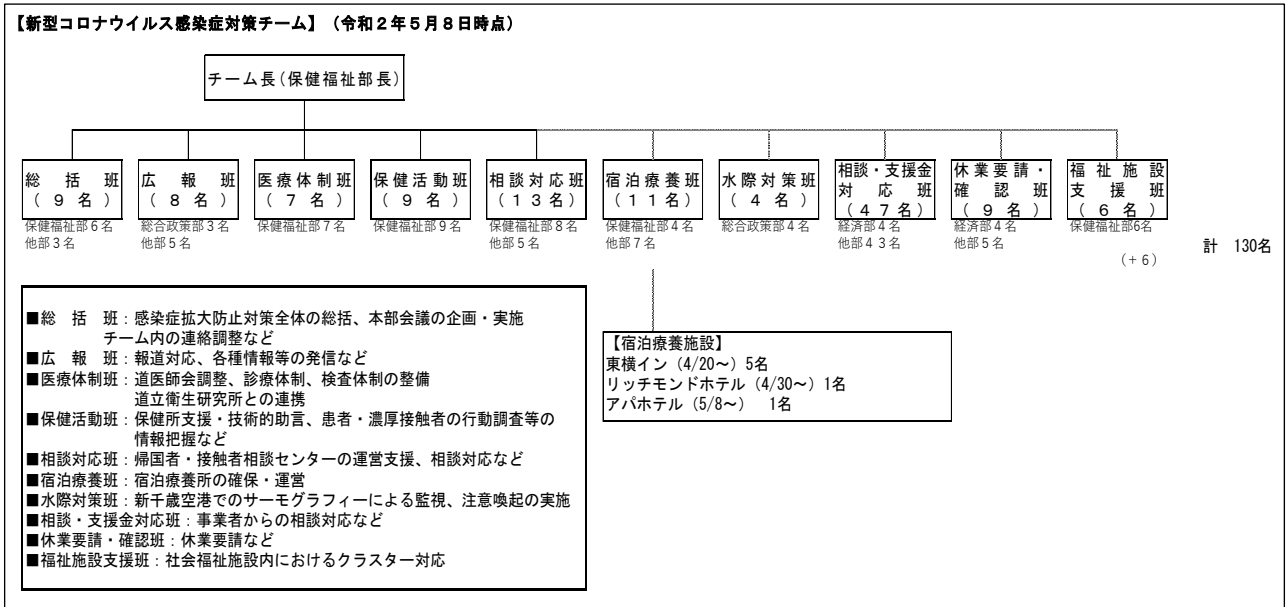
【宿泊療養施設】
東横イン (4/20～) 5名

【新型コロナウイルス感染症対策チーム】（令和2年5月2日時点）

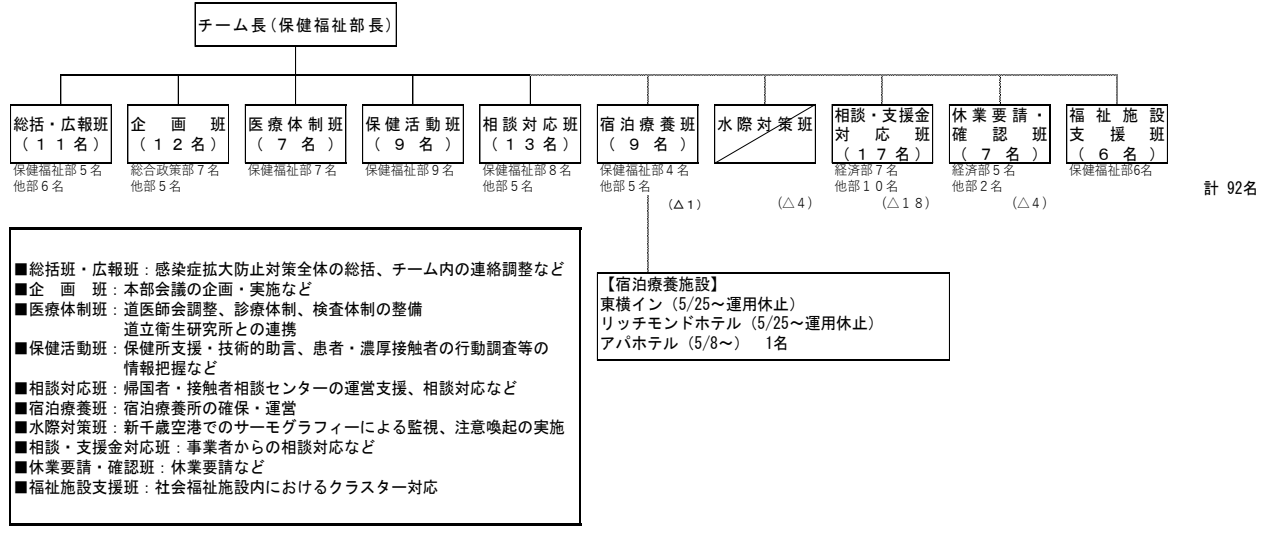


- 総括班：感染症拡大防止対策全体の総括、本部会議の企画・実施
チーム内の連絡調整など
- 広報班：報道対応、各種情報等の発信など
- 医療体制班：道医師会調整、診療体制、検査体制の整備
道立衛生研究所との連携
- 保健活動班：保健所支援・技術的助言、患者・濃厚接触者の行動調査等の
情報把握など
- 相談対応班：帰国者・接触者相談センターの運営支援、相談対応など
- 宿泊療養班：宿泊療養所の確保・運営
- 水際対策班：新千歳空港でのサーモグラフィーによる監視、注意喚起の実施
- 相談・支援金対応班：事業者からの相談対応など
- 休業要請・確認班：事業者への休業要請など

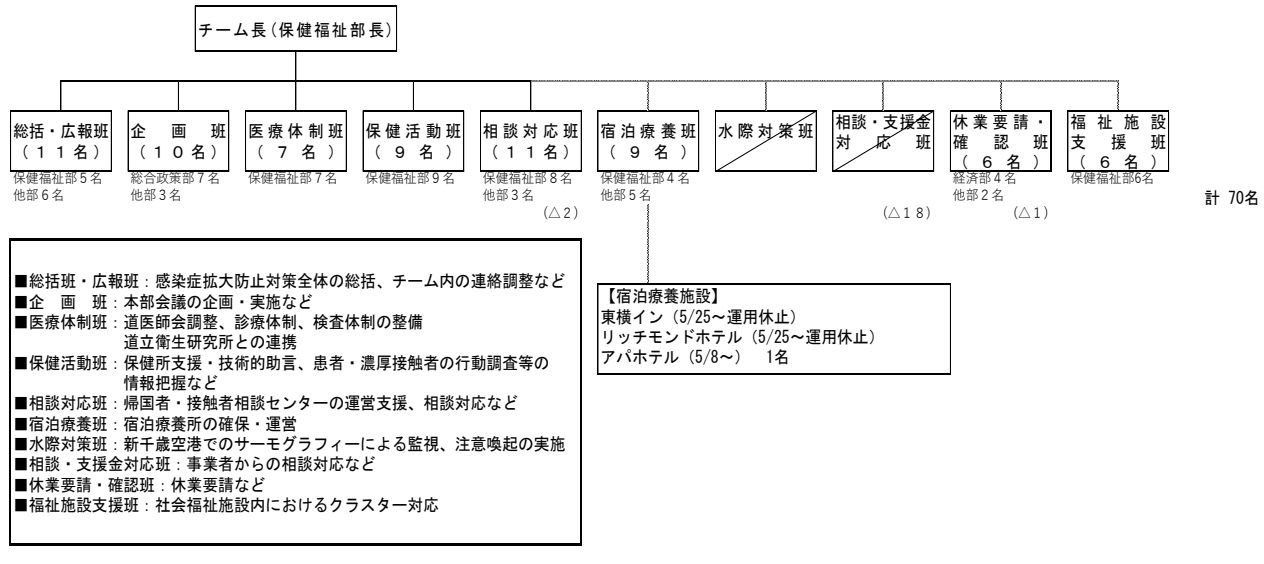
【宿泊療養施設】
東横イン (4/20～) 5名
リッチモンドホテル札幌駅前 (4/30～) 1名



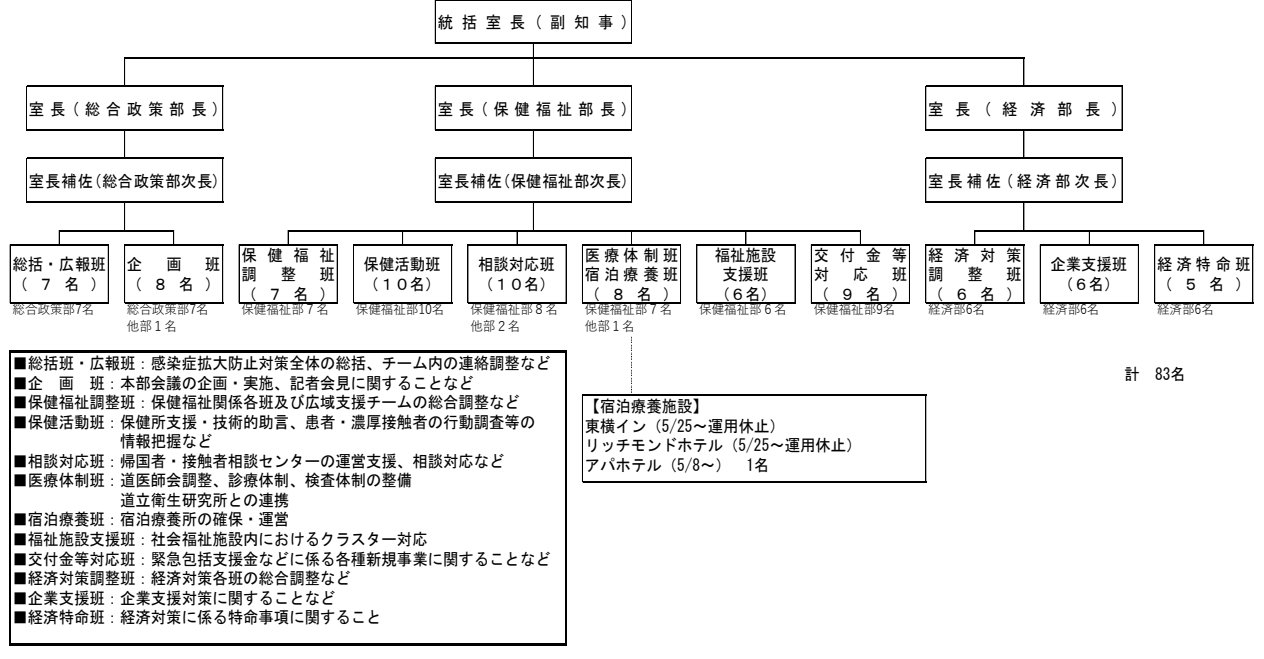
【新型コロナウイルス感染症対策チーム】（令和2年6月1日時点）



【新型コロナウイルス感染症対策チーム】（令和2年6月8日時点）



【新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室】（令和2年7月10日設置）



「新しい警戒ステージ」 について

警戒ステージの設定の考え方

- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」において、感染状況を4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示された。
- 道としてはこの提言に準拠することを基本としつつ、本道における感染拡大を効果的に抑え込むためには、感染者が急増する前の段階における対策が重要であることから、本道の実情を踏まえて、指標及び講ずべき施策を設定する。
- 施策の実施に当たっては、感染はどこでも起こりうる可能性があることから全道域での取組を基本としつつ、広域分散型の社会構造を有する本道の特殊性を考慮し、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象とした施策を講じるなど適切な対応を検討する。
- 道としては、この警戒ステージの考え方を含めて、道民や事業者と認識を共有し、この感染症のまん延の防止や医療提供体制への負荷の軽減を図りながら、地域と一体となって感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

目 標

- ① 十分に制御可能なレベルに感染拡大を抑制するとともに、死亡者・重症者数を最少化
- ② 迅速かつ効果的に感染拡大防止対策を講じ、感染レベルをなるべく早期に減少
以上を通じて感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状 況	対応の考え方	(参考) 国の分科会ステージ
1	<p>感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階</p>	<p>感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）</p>	I
2	<p>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 3密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>個々の行動変容に対する協力を要請</p>	II
3	<p>感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階 集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請</p>	
4	<p>感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請</p>	III
5	<p>爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。</p>	<p>特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請</p> <p>国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請</p>	IV

警戒ステージの対応の目安

1

2

3

4

5

【法24条に基づく要請】

◆行動自粛等の要請（社会経済活動への影響を抑えながら段階的に強化）

（要請例）

- ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・3密を回避できない場所での会合自粛
- ・高齢者、基礎疾患を有する方等の感染防止の徹底 など

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

テレワークの推進や出勤抑制

接触アプリ等のさらなる活用

北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等

北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等

（要請例）

- ・感染拡大防止対策を講じていない施設への外出自粛
- ・同種の集団感染が複数発生するなど、これまでの対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出自粛
- ・感染拡大地域との往来自粛
- ・不要不急の外出自粛 など

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

◆施設の使用制限等の要請

感染拡大防止対策を講じていない施設の使用制限等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

◆イベント制限等の要請

イベントの見直し等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

【法24条及び45条に基づく要請】

道外との往来自粛

全道の外出自粛

施設の使用制限等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

開催の自粛等

※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

北海道スタイルの実践・徹底など注意喚起

感染状況に応じて、振興局による注意喚起

※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請

警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標		1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数		—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)
監視体制	PCR検査陽性率		—	増加	増加	10%	10%
感染状況	新規報告数		—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)
	直近一週間と先週一週間の比較		—	増加	増加	増加	増加
	感染経路不明割合		—	50%	50%	50%	50%

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

参考：振興局別の人口との比較

	平成31年1月1日 住基人口	10万人あたりの数(週あたり)			
		2人／週	2.5人／週	15人／週	25人／週
北海道	5,304,413	107	133	796	1,327

【参考】

道央	空知総合振興局	293,770	6	8	45	74
	石狩振興局	2,377,490	48	60	357	595
	後志総合振興局	209,584	5	6	32	53
	胆振総合振興局	391,990	8	10	59	98
	日高振興局	66,894	2	2	11	17
道南	渡島総合振興局	395,365	8	10	60	99
	檜山振興局	36,168	1	1	6	10
道北	上川総合振興局	495,947	10	13	75	124
	留萌振興局	45,840	1	2	7	12
	宗谷総合振興局	63,844	2	2	10	16
オホーツク	オホーツク総合振興局	281,630	6	8	43	71
十勝	十勝総合振興局	340,088	7	9	52	86
釧路・根室	釧路総合振興局	230,748	5	6	35	58
	根室振興局	75,055	2	2	12	19

参考：想定される道民への医療提供体制の負荷の状況

ステージ	指標	医療提供体制の負荷の状況
1	-	◆医療提供体制に大きな支障がない段階
2	病床 150床	◆中核的医療機関の機能制限 ・外来機能の縮小・停止等により、一部患者が診療を受けられないおそれが発生する状況 ・地域によっては、小児・周産期救急、がん治療などに支障が出るおそれが発生する状況 ◆地域の状況に応じて宿泊療養の開始を検討 ・地域によっては、患者数の増加により、病床利用率が増加し、軽症者に対する宿泊療養の開始を検討
	重症者病床 15床	
	新規報告数107人	
3	病床 250床	◆一般診療への影響 ・医療機関の受入調整に時間を要し、入院待機者が増加するおそれが発生する状況 ・帰国者接触者外来など一部医療機関の負担が急増し、診療所、歯科医療などにも大きな支障が出るおそれが発生する状況 ◆全道的な宿泊療養の開始、自宅療養の検討 ・全道的に医療機関の病床利用率が増加し、道内各圏域で宿泊療養施設の運用を開始。 患者の状況に応じた自宅療養の開始を検討
	重症者病床 25床	
	新規報告数133人	
4	病床 350床	◆地域の医療機能の低下、三次医療機能の一部を制限 ・全道域で患者数が増加し、医療従事者の負担が暫増し、医療機能が大きく低下 ・地域によっては、事故・災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患患者など比較的高度で専門的な医療を確保できないおそれが発生する状況 ◆慢性期医療、介護サービスの停止 ・集団感染の発生状況によっては、慢性期医療や介護サービス全般を維持できなくなるおそれが発生する状況
	重症者病床 35床	
	新規報告数796人	
5	病床 900床	◆三次医療を大幅に制限 ・全道的に、比較的高度で専門的な医療を受けられなくなり、事故や災害によるけが、がん、脳疾患、心疾患の患者を救命できないおそれが発生する状況 ◆臨時的医療施設の設置やトリアージの開始 ・全道的に医療機関の受入能力を超過した場合、公共施設等の転用など臨時的医療施設を設置 ・トリアージが開始され、一部重症者への医療提供を見送るほか、地域によっては、中等症の患者にも自宅療養を開始
	重症者病床 90床	
	新規報告数1,327人	

